

福祉のまちづくり条例等の 改正概要について

都市政策課

1 背景及び改正の方向性について

バリアフリー法施行令の改正を踏まえた条例基準改正の方向性について

- 国は、車椅子利用者用便房・車椅子利用者用駐車施設・車椅子利用者用部分(劇場等の観覧スペース)に関する移動等円滑化基準を改正(令和6年6月21日公布、令和7年6月1日施行)

	現行の国の移動等円滑化基準	改正後の国の移動等円滑化基準
車椅子利用者用便房	延べ面積2,000㎡以上の特別特定建築物： <u>1以上</u> 	延べ面積2,000㎡以上の特別特定建築物：原則、 <u>各階に1以上</u> 【例外】 [小規模階(床面積1,000㎡以下の階)を有する場合] 小規模階の床面積の <u>合計1,000㎡ごとに1以上</u> (端数切捨て) [大規模階(床面積10,000㎡超の階)を有する場合] 10,000～40,000㎡： <u>各階に2か所</u> 40,000㎡超：超える部分 <u>20,000㎡以内ごとに1か所追加</u> (端数切上げ)
車椅子利用者用駐車施設	延べ面積2,000㎡以上の特別特定建築物： <u>1以上</u>	延べ面積2,000㎡以上の特別特定建築物で 駐車台数が 200台以下： <u>2%以上</u> 200台超： <u>1%+2以上</u> (端数切上げ) 
車椅子利用者用部分(劇場等の観覧スペース)	<u>基準なし</u>	延べ面積2,000㎡以上の特別特定建築物で 総数400席以下： <u>2席以上</u> 総数400席超： <u>0.5%以上</u> (端数切上げ) 

★国は、従来の「最低限1つ設ける」から、「規模に応じて複数設ける」という考え方に移行

法(国)基準の改正を踏まえ

条例(県)における①不特定多数利用便所(一般用トイレ)、②車椅子利用者利用便房、③トイレに設ける乳幼児設備(おむつ交換台等)、④オストメイト設備、⑤車椅子利用者利用駐車施設、⑥劇場等の車椅子利用者利用区画(車椅子利用者用観覧スペース)に係る基準の改正を行うほか、所要の見直しを行う。

2 特定施設整備基準の改正案

02

① 不特定多数利用便所(一般用トイレ)

■原則として、**設置数**を「**各階に1以上**」に義務付け

施設の用途	現行基準		改正基準(案)	
	建物の規模	整備基準	建物の規模	整備基準
公衆便所、公共の交通機関の施設	義務付けなし		全ての規模	各階に1以上 (ただし、建築物の管理運営上設置しないことがやむを得ない階を除く。)
学校、病院等、劇場等、官公署、老人ホーム等、運動施設、博物館等、銀行等、自動車教習所、公共用歩廊、地下街等、展示場、公衆浴場、飲食店、理髪店等、学習塾等、路外駐車場等			延べ面積 1,000㎡以上	
物販店舗、ホテル等、遊技場、クリーニング取次店等、共同住宅、寄宿舎			延べ面積 2,000㎡以上	
事務所、工場			延べ面積 3,000㎡以上	

2 特定施設整備基準の改正案

03

② 車椅子利用者利用便房(多機能トイレ)

■原則として、**設置数**を「建物に1以上」から「**各階に1以上**」に見直す
(学校、劇場等について、1,000㎡以上で建物に1以上の設置を義務付ける
規定は現状維持)

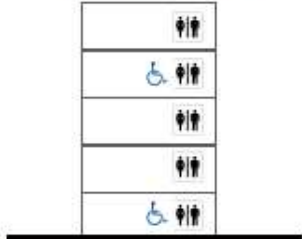
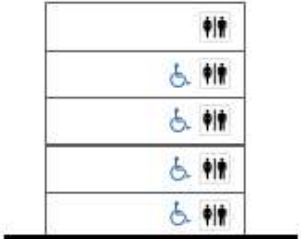


施設の用途	現行基準		改正基準(案)	
	建物の規模	整備基準	建物の規模	整備基準
公衆便所、公共の交通機関の施設	全ての規模	建物に1以上	全ての規模	各階に1以上
学校、病院等、劇場等、官公署、 老人ホーム等、運動施設、博物館等、 銀行等、自動車教習所、公共用歩廊、 地下街等、展示場、公衆浴場、飲食店、 理髪店等、学習塾等、路外駐車場等	延べ面積 1,000㎡以上	建物に1以上	延べ面積 1,000㎡以上 2,000㎡未満	建物に1以上
			延べ面積 2,000㎡以上	各階に1以上
物販店舗、ホテル等、遊技場、 クリーニング取次店等、共同住宅、 寄宿舎	延べ面積 2,000㎡以上	建物に1以上	延べ面積 2,000㎡以上	各階に1以上
事務所、工場	延べ面積 3,000㎡以上	建物に1以上	延べ面積 3,000㎡以上	各階に1以上

② 車椅子使用者利用便房(多機能トイレ)

小規模階における設置基準

■階の床面積が一定程度小さい場合に、当該階への車椅子使用者利用便房の設置義務を緩和する

	ケース①	ケース②	ケース③
便所のある階のイメージ	400～599.8㎡/階 	600～799.8㎡/階 	800～999.8㎡/階 
階数	地上5階	地上5階	地上5階
延べ床面積	2,000～2,999㎡	3,000～3,999㎡	4,000～4,999㎡
便所のある階の数	5	5	5
建築物に設置する車椅子使用者用便房の数	2	3	4

※延べ面積2,000㎡以上の建物については、EVの設置が義務付けられている

⇒1,000㎡未満を小規模階とし、
その床面積が1,000㎡に達するごとに1か所以上を設けるものとする。(国基準どおり)

② 車椅子使用者利用便房(多機能トイレ)

大規模階における設置基準

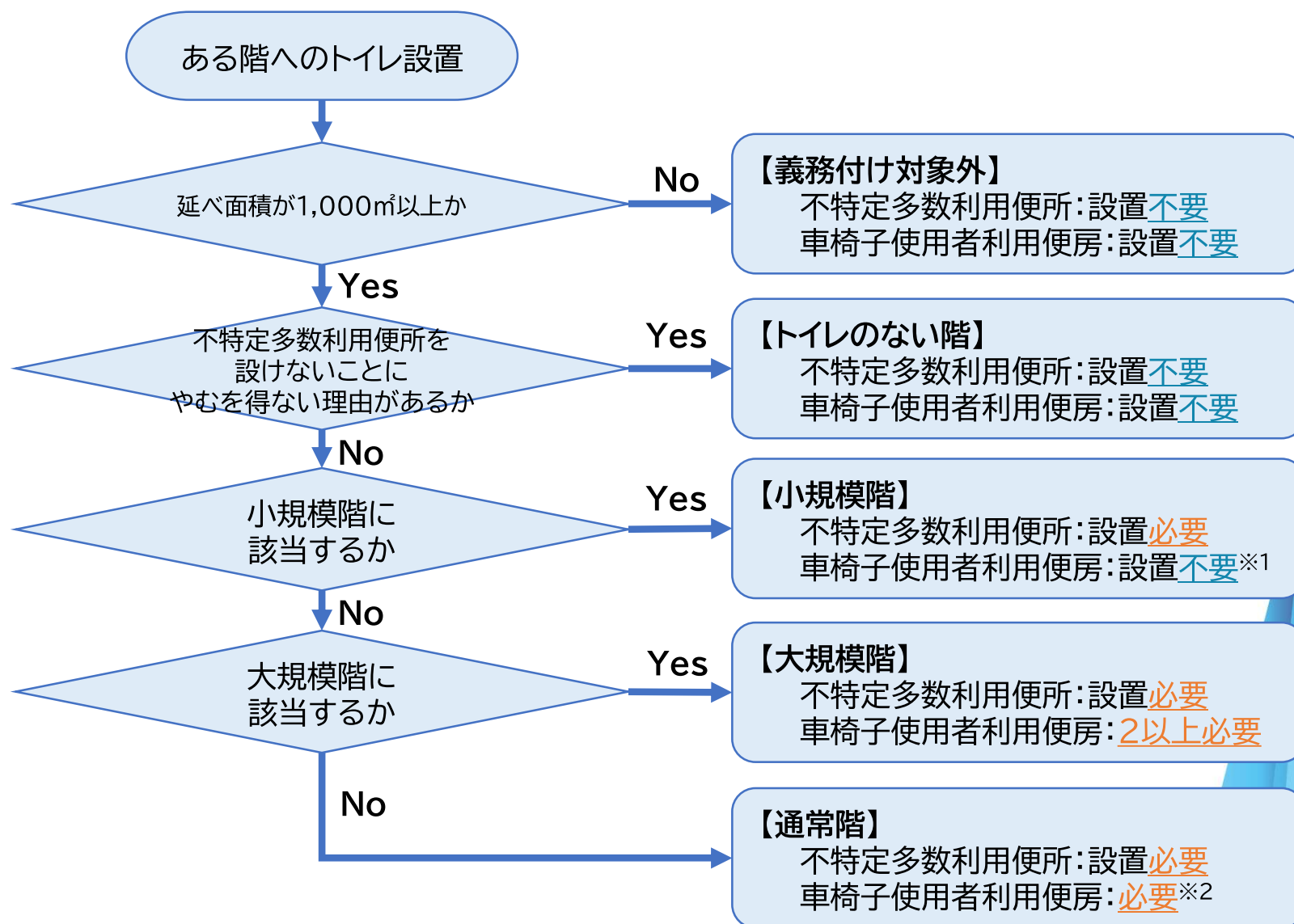
■階の床面積が一定程度大きい場合に、当該階には複数の車椅子使用者利用便房の設置を義務付ける

	ケース④	ケース⑤	ケース⑥
便所のある階のイメージ	30,000㎡/階 	50,000㎡/階 	70,000㎡/階 
階数	地上3階	地上3階	地上3階
延べ床面積	90,000㎡	150,000㎡	210,000㎡
当該階の便所の数	3	4	4
当該階に設置する車椅子使用者用便房の数	2	3	4

⇒床面積が10,000㎡以上の階においては、各階に次の数以上の車椅子使用者利用便房を設ける(国基準どおり)

- ・10,000～40,000㎡ : 2か所
- ・40,000㎡超 : 20,000㎡につき1か所(端数切上げ)

トイレの設置の考え方

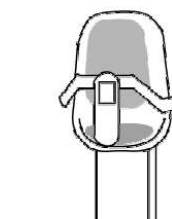


※1 小規模階の床面積(㎡)の合計を1,000で除した数(端数切捨て)以上のトイレ設置は必要のため、全階でトイレが不要ということにはならない。

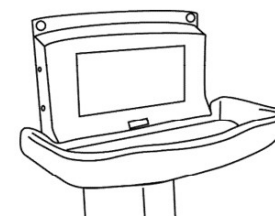
※2 当該階以外の階に設けることも可

③ トイレに設ける乳幼児設備（おむつ交換台等） 【県条例の独自基準】

■ **大規模な施設**について、**設置数**を「1以上」から「**2以上**」に見直す



ベビーチェア
(ベビーキープ)



おむつ交換台

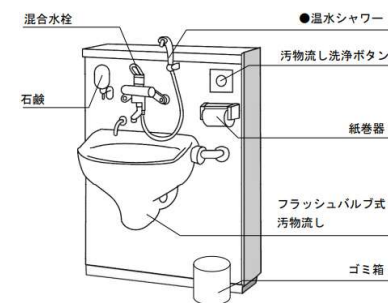
【トイレに設ける乳幼児設備】

施設の用途	現行基準		改正基準(案)	
	建物の規模	整備基準	建物の規模	整備基準
公衆便所、 公共の交通機関の施設	全ての規模	建物に1以上	延べ面積 5,000㎡未満	建物に1以上
			延べ面積 5,000㎡以上	建物に2以上
病院等、劇場等、官公署、 運動施設、博物館等、銀行等、公共用歩 廊、地下街等、展示場、 公衆浴場、飲食店	延べ面積 1,000㎡以上	建物に1以上	延べ面積 1,000㎡以上 5,000㎡未満	建物に1以上
			延べ面積 5,000㎡以上	建物に2以上
物販店舗、ホテル等	延べ面積 2,000㎡以上	建物に1以上	延べ面積 2,000㎡以上 10,000㎡未満	建物に1以上
			延べ面積 10,000㎡以上	建物に2以上

2 特定施設整備基準の改正案

④ トイレに設けるオストメイト設備 【県条例の独自基準】

■ **大規模な病院等**について、**設置数を「1以上」から「2以上」**に見直す



【温水シャワー付きのオストメイト設備】

施設の用途	現行基準		改正基準(案)	
	建物の規模	整備基準	建物の規模	整備基準
公衆便所	延べ面積 50㎡以上	建物に1以上	延べ面積 50㎡以上	建物に1以上
学校、老人ホーム等、運動施設、 銀行等、自動車教習所、公共用歩廊、 公共の交通機関の施設、地下街等、 ホテル等、遊技場、公衆浴場、理髪店等、 クリーニング取次店等、学習塾等、 路外駐車場等、共同住宅、寄宿舎	延べ面積 2,000㎡以上	建物に1以上	延べ面積 2,000㎡以上	建物に1以上
病院等、劇場等、官公署、博物館等、 展示場、物販店舗、飲食店	延べ面積 2,000㎡以上	建物に1以上	延べ面積 2,000㎡以上	建物に1以上
	延べ面積 10,000㎡以上	建物に1以上 (温水シャワー付き を設置)	延べ面積 10,000㎡以上	建物に2以上 (うち1以上は、 温水シャワー付き を設置)
事務所、工場	延べ面積 3,000㎡以上	建物に1以上	延べ面積 3,000㎡以上	建物に1以上

2 特定施設整備基準の改正案

⑤ 車椅子利用者利用駐車施設

■ **設置数**を「1以上」から「**駐車台数の2%以上**」等に見直す



09

施設の用途	現行基準		改正基準(案)	
	建物の規模	整備基準	建物の規模	整備基準
公衆便所	延べ面積 50㎡以上 又は30台以上	1以上	延べ面積 50㎡以上又は 30台以上	(駐車台数が 200台以下の 場合) 2%以上
路外駐車場等	延べ面積 500㎡以上 又は30台以上		延べ面積 500㎡以上 又は30台以上	
学校、病院等、劇場等、官公署、 老人ホーム等、運動施設、博物館等、 銀行等、自動車教習所、公共用歩廊、 公共の交通機関の施設、地下街等、 展示場、物販店舗、ホテル等、遊技場、 公衆浴場、飲食店、理髪店等、 クリーニング取次店等、学習塾等	延べ面積 2,000㎡以上 又は30台以上		延べ面積 2,000㎡以上 又は30台以上	(駐車台数が 200台超の 場合) 1%+2以上
共同住宅、寄宿舍	延べ面積 2,000㎡以上		延べ面積 2,000㎡以上	※端数切上げ
事務所、工場	延べ面積 3,000㎡以上 又は30台以上		延べ面積 3,000㎡以上 又は30台以上	

2 特定施設整備基準の改正案

10

⑥ 劇場等の車椅子使用者利用区画(車椅子使用者用観覧スペース)

- **設置数**を「1以上」から「**席数の0.5%以上(最低2以上)**」に見直す
- **設置位置**の「**出入口付近に区画を設ける**」基準について、出入口から区画までの経路のバリアフリー化を前提に**削除**



施設の用途	現行基準		改正基準(案)	
	建物の規模	整備基準	建物の規模	整備基準
劇場等	延べ面積 1,000㎡ 以上	【設置数】 1以上 【技術基準】 ・幅900mm×奥行1,400mmの空間 ・区画は、出入口付近に設ける ・集団補聴設備等を設ける	延べ面積 1,000㎡ 以上	【設置数】 (席数400席以下) 2以上 (席数400席超) 0.5%以上 ※端数切上げ 【技術基準】 ・幅900mm×奥行1,400mmの空間 ・ 出入口～区画の経路は、高齢者等利用経路とする ・集団補聴設備等を設ける

その他所要の改正

- ホテル等の車椅子使用者利用客室の整備数の基準(室数が50室以上の場合にその1%に相当する数以上整備)について、現行は新築や増築等の場合のみ適用されているところ、大規模な修繕や模様替え等の場合も適用されるよう見直す